

市民からみた協働のまちづくり のあり方についての提言

平成18年9月

協働研究会

目 次

| | |
|---|------|
| はじめに | 1 |
| 第1部 「協働研究会」からの8つの提言 | 2 |
| 第2部 市民からみた協働のまちづくりのあり方について | 3 |
| 第1章 いま尼崎にとってなぜ協働が必要なのか | 3 |
| 1 尼崎の地域課題、社会的課題を解決するために | |
| 2 協働の問題点を解決し、協働の成果を広げるために | |
| 3 こんな尼崎を目指すために | |
| 第2章 そもそも協働とは | 6 |
| 1 協働とはこういうものです（協働の定義） | |
| 2 お互いに変わっていくことが大事です（協働の原則、意味） | |
| 第3章 市民と行政の協働について | 8 |
| 1 市民と行政の協働の関係 | |
| 2 市民と行政の協働の方法 | |
| 3 市民と行政の信頼関係の構築 | |
| 第4章 市民と行政の協働の進め方について | 9 |
| 1 行政からの提案による協働 | |
| 2 市民からの提案による協働 | |
| 3 協働を進める具体的な仕組みづくり | |
| 第5章 地域の中の協働の仕組みを提言します | - 12 |
| 1 尼崎のコミュニティの特徴と課題はなんでしょう | |
| 2 地域協働の新しい動きを進めましょう | |
| 3 連協単位の地域の協働～地縁型とテーマ型の連携に向けて～ | |
| 4 「コミュニティルーム」「県民交流広場事業」などをきっかけとして進めましょう | |
| 5 「共通の出会いの場」をまず設けることを提案します | |
| 6 地域内の個人の参加と情報提供・呼びかけの広がりを進めましょう | |
| 第3部 各委員の主な意見 | 16 |
| おわりに | - 18 |
| 資料 | 19 |
| 資料1 協働事例の実践（市民がつくる尼崎おもてなしマップ） | |
| 資料2 協働研究会の経過 | |
| 資料3 協働研究会委員名簿 | |
| 資料4 社会福祉協議会組織図、市内NPO法人一覧表、ボランティアセンター登録グループ一覧表 | |
| 資料5 社会福祉協議会世帯加入率 | |
| 資料6 県民交流広場事業チラシ | |
| 資料7 参考としたまちづくりについての文献 | |

はじめに

私たち協働研究会は、平成17年6月に設置されて以降、45名の委員が3つのグループに分かれ、議論を重ね、平成18年3月に「市民からみた協働のまちづくりのあり方」についての中間報告書を尼崎市に提出しました。

その後、9月の提言書の提出に向けて、引き続き各グループで、それぞれの研究テーマにそって議論を行ってきました。そして7月の第13回協働研究会では、各グループの研究成果を発表した上で、3グループ統一の提言書を作成すること、また、提言書作成に向けて起草委員会を立ち上げることを全体で確認しました。

以降、起草委員会は各グループの研究成果をもとに提言書（案）を作成し、その案を全体会議で議論してきました。そして、ここに「市民からみた協働のまちづくりのあり方」についての提言書をまとめ、提出することに至りました。

提言書の作成にあたっては、全体で協働研究会の進め方を議論したのち、3つのグループに分かれて少人数によるより深い議論を積み重ねました。第1グループは、尼崎市における協働の現状や課題について、そして、協働のあり方や基本的姿勢などについて議論を行いました。第2グループは、具体的な地図づくりを行うことを通して、実践的に協働を体験し、その中から協働の可能性や課題についてとりまとめました。第3グループは、尼崎市の特性でもある充実した社会福祉協議会活動を基盤として、テーマ型活動団体やNPO等を交えた発展的な地域活動の可能性を検討しました。

そして、各グループの議論を全体的にとりまとめる形で、提言書に仕上げました。提言書は、まず、協働研究会からの提言内容が一瞥できるよう、第1部に8つの提言をまとめています。続く第2部が提言の本文です。ここは、全部で5章からなっています。

第1章は、尼崎における協働の経験や現状、課題について概観し、尼崎にとってなぜ今協働が必要なのか、を述べています。

第2章は、尼崎において今後協働を進めていく前提として、再度、協働の意味や役割について整理したものです。

第3章は、市民と行政の協働を進めるにあたって、大切にすべき姿勢や関係性、協働を行うための基本的な方法論などについて記しています。

続く第4章は、第3章より具体的に、市民と行政の協働の方法論や仕組みについて提言しています。

第5章は、社会福祉協議会を基盤として、テーマ型活動団体やNPOなどとの協働によって、より幅の広い地域活動を展開していくためには、どのような視点や仕組みが必要となるのか、について述べています。

最後に、第3部は、協働研究会における討論から出てきた具体的意見について記しています。

市民・事業者・行政など各主体の多くの方々に、この提言書を広く読んでいただき、今後の協働のまちづくりの参考にしていただければ幸いです。

第1部 「協働研究会」からの8つの提言

1 今までの経験を発展させ、より充実した協働の展開を目指しましょう。

今までの取り組みの経験を振り返りながら、いい点を伸ばし課題を教訓としつつ、より良い協働の実践ができるよう、お互いに努力を重ねていきましょう。

2 対等な関係のもと、役割分担を行い、それぞれの得意分野を生かしましょう。

市民・事業者・行政がお互いに自由に意見が言える対等な関係をつくるとともに、役割分担を行い、それぞれの得意分野や強みを最大限に生かしましょう。

3 情報提供・情報共有・共同作業により、心と力を合わせ信頼関係を築きましょう。

市民・事業者に対し、行政が持っている情報をもっと積極的に提供し、情報の共有化を図るとともに、市民・事業者・行政が共同作業を行い、共に汗を流す経験を重ね、心と力を合わせることで、信頼関係を構築しましょう。

4 「自分たちのまちは自分たちで」を合い言葉に、活動人口を増やしましょう。

人任せ、行政任せではなく、「自分たちが住むまちは自分たちで良くしよう」を合い言葉に、これまで活動に縁がなかった市民・事業者が参加できる機会を増やしましょう。

5 行政職員は協働についての「知識」を「意識」に変え「行動」を起こしましょう。

行政職員一人ひとりが、協働についての「知識」を協働で取り組もうという「意識」に変え、職員も一市民として、積極的に市民活動やボランティア活動に取り組むなど、実際に「行動」を起こしましょう。

6 地域課題の解決に向けた提案を受け止め、実現できる仕組みをつくりましょう。

行政自らが日常的に地域課題を把握する機能を充実させるだけでなく、地域課題の解決に向けた市民や事業者からの提案について、必要に応じ行政内部で検討し実現に向けて取り組む仕組みをつくりましょう。

7 マネジメント機能を充実させ、自主的な活動への支援体制をつくりましょう。

縦割りの弊害を乗り越えるため、行政において協働の具体的な展開を促す機能や人材養成を充実させ、地域課題の解決に向けて取り組む自主的な活動を支援する体制をつくりましょう。

8 様々な団体やグループがつながることができるよう、相互理解を深めましょう。

課題や事業に応じ、地縁型やテーマ型の様々な団体やグループなどがつながり、一緒になって課題の解決や事業の実施にあたることができるよう、普段から交流し連携を密にするなど、相互理解を深めましょう。

第2部 市民からみた協働のまちづくりのあり方について

第1章 いま尼崎にとってなぜ協働が必要なのか

1 尼崎の地域課題、社会的課題を解決するために

(1) 安全・安心に暮らせるまちづくり

今、尼崎は、長引く不況による工場の転出や閉鎖の影響などに伴う人口の減少が続いています。また、少子高齢化が急速に進み、平成12年には65歳以上の高齢者人口が15歳以下の年少人口の占める割合を超え、今後ますます少子高齢化が加速するものと予想されます。

こうした中で、核家族化の進展も加わり、高齢者介護や子育ての問題など、地域福祉の課題(ニーズ)は増大し、多様化しています。

また、阪神・淡路大震災という未曾有の震災を経験した私たちにとりまして、障害者などの社会的弱者が安全な場所に避難できるようなシステムの構築は重要な課題ですが、それを支える地域コミュニティ(つながり)は希薄化しつつあり、防災・防犯の悪化等も深刻になっているなど、地域で誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。

(2) まちのイメージアップ

尼崎は、南部を中心に工業都市として発展してきました。それに伴い、大気汚染・騒音・水質汚濁などの公害問題が深刻になりましたが、早くから大気汚染公害患者をはじめ地域住民が、命の大切さ、環境の大切さを訴え、「青い空を取り戻そう」と公害反対の運動に立ち上がりました。そうした地域住民の努力によって、現在では公害は随分改善されましたが、昨年のアスベスト問題などもあり、未だ尼崎のマイナスのイメージは払拭されていません。

他方、北部には、都市の貴重な景観でもある農地や猪名川・藻川の両河川、エノキ・ムクノキ林の猪名川自然林や佐璞丘などの貴重な自然が残っています。しかし、宅地化などによる農地の減少、自然林の荒廃なども進んでいます。こうした中で、クリーンなイメージの尼崎のまちづくり、地域の農地や自然の保全と活用、再生のまちづくりが求められています。

(3) 尼崎の特性を生かしたまちづくり

尼崎は近代からものづくりのまちとして発展してきており、多くの産業遺産を残し、現在でも優れた技術を持つ中小企業が多く、元気企業やオンリーワン企業も多数存在しているとともに、新たにプラズマディスプレイパネル工場の進出もありました。こうした本市の近代産業遺産、優れたものづくりの技術及び企業立地の新たな条件を生かした、活力ある尼崎を目指すことも大切な課題です。

また、尼崎には、寺町や城内、園田(猪名寺廃寺、田能遺跡など)、近松や富松城など、その地域特有の様々な歴史遺産や文化があり、これらの歴史や文化の特色を生かした、個性ある新しいまちづくりが求められています。

さらに、他市と比べ社協（社会福祉協議会）の地域への影響力が強いことも特徴です。この背景には、敗戦後も続いていた旧町内会などが解散せず、それらが実質的な基礎となり、社協として結成（昭和41年法人化）されるなどの歴史的要因がありますが、地域課題、社会的課題を解決するためには、社協などの地縁型組織との協働は尼崎にとっては大変重要です。

（４）公的サービスのあり方の変化

今、尼崎の財政は、長引く景気低迷による市税収入や本市特有の競艇事業収入の落ち込みなどによって危機的な状況となっています。それに伴い、人件費の抑制、民間移管・委託（アウトソーシング）の推進、公共施設の統廃合、福祉施設や各種補助金の見直しなどが進められ、公的サービスのあり方も変化してきています。

以上のように、尼崎のまちの現状やその特徴、その歴史的な背景などから生まれてくる様々な地域課題、社会的課題があります。しかし、それらの課題の中には、市民だけでは、あるいは行政だけでは容易に解決できない課題も多くあります。それらの課題を効率的に解決するために、今、尼崎の市民（事業者を含めた）と行政、市民相互間における協働のまちづくりが求められています。

また、市民団体などが行政と協働することによって、その市民団体への社会的、地域的な信頼性が高まり、他団体との連携や協働の可能性が拡大するなど、地域課題や社会的課題の解決がしやすい環境がつくられます。

2 協働の問題点を解決し、協働の成果を広げるために

（１）協働の成果も上がり始めています

市民と行政による協働のまちづくりの取組みは、すでに様々な分野で始まっており、成果も出始めています。公共施設の管理運営のアウトソーシングにおける協働では、これまでよりサービスが良くなった、利用者も増え賑わいも出てきた、セミナーや講座なども充実してきているなど、市民から評価を受け始めています。

地区計画などの居住環境づくりでも、専門分野の理解など行政とコンサルタントの援助は大きな力となっています。

また、地域ではテーマ型の団体と行政、社協などの地縁型活動組織との様々な実行委員会形式での協働が進み、幅広い市民が参加し、地域の賑わいをつくり出すなど成果を上げています。さらに行政からの提案による様々な協働の会議では、市民への資料や専門知識の提供、基本報告の策定など、共同作業が行われ、様々な分野での参画・協働も進んでいます。

（２）協働の取組みの範囲はまだ限られたものですが、多くの市民団体、市職員は協働を望んでいます

平成16年度に、尼崎市が行った「ボランティアグループ・市民活動団体への協働等に関する調査」及び「協働等に関する職員意識調査」などによれば、実際

に行政と協働で事業を行ったことがある市民団体は38%です。

また、市の職員では「協働」という言葉の認知度は98%と高いのですが、「知っていて、実践している」と答えた人は、わずか14%にしか過ぎず、尼崎市の協働の進み具合についても半数以上があまり進んでいないと答えています。

さらに、尼崎市が行っている協働事業の方法でも後援が圧倒的に多く、次が委託となっています。

しかし、多くの市民と市の職員は協働したまちづくりを望んでいることも確かです。市民団体では、約80%の団体が行政との協働を望んでいますし、市の職員では95%の人が協働の必要性を感じています。

(3) 協働は試行錯誤の段階です。問題点を克服し、協働の相乗効果が求められています

市民団体等と行政との現場段階における協働の実際は、様々な問題点をはらんでいると言えます。例えば、行政と市民との関係では、実際には対等平等ではなく、市民は行政の下請け化、パート化などの感覚を持っています。また、行政マンによっては、市民の立場で一生懸命やってくれる人、仕事として成果を上げるためだけの人など、相当に協働への姿勢に差があるようです。行政は市民の立場で協働を考えてほしい、市民のまちづくりが進むような環境づくりに徹してほしい、などの意見も多くあります。

また逆に、協働のまちづくりにおける市民の自覚と責任問題を指摘する意見もあります。協働を進める上では、市民が行政に頼ったり、お願いしたりする姿勢は改めるべきで、市民がまず自立し、「自分たちのまちを、自分たちがつくる」という自覚と責任を持つことが大切である、対等平等ではないと言っても、市民には専門知識がない、管理能力が未熟、情報収集能力が弱いなどもあり、これらを克服しながら次第に対等平等な協働関係を構築していく以外にない、などです。

以上のように、尼崎における協働のまちづくりについては、協働の成果も徐々に始まっていますが、協働のまちづくりの実際は、指摘したような様々な問題点もあり、試行錯誤の段階だと言えます。今後、ますます多様化する地域課題や社会的課題を解決するためには、立場の異なる主体が協働して、お互いの得意な力を発揮し、相乗効果を上げることが求められています。

3 こんな尼崎を目指すために

尼崎にとってなぜ協働のまちづくりが必要なのか、ということをはっきりとしましたが、では、私たちは協働してどんな尼崎を目指すのでしょうか。

昨年6月の第1回協働研究会に協働研究会委員の「自己紹介シート」が紹介されました。「自己紹介シート」には、「尼崎をどんなまちにしたい？～あなたの夢はなんですか！～」という項目があり、協働研究会委員の思いが記されています。

その夢は様々ですが、思いの多くは、“誰もが元気で、いきいきと暮らせるまち”や“安全で安心して暮らせるまち”などのイメージに集約できそうです。また、まち

をつくるという主体側からのイメージとしては“自立と共生のまち”や“市民自治の花開くまち”などもありました。

また、協働研究会の議論の中では、尼崎はどんなまち？ということを出し合いました。それによると、“ごった煮”、“サラダボール”“モザイク”など、いろいろなイメージが出されました。その背景には、尼崎には、他府県出身者や在日外国人の方々が多く住み、それぞれが様々な協力やつながりを持っていること。また、南は下町風情があり、北は山の手のような風情があること。地形的にも山はないが川や海、丘や林があること。産業も工業や商業また農業もあること。マチ（町）があり、ムラ（村）もあることなどです。すなわち、尼崎は“日本の縮図のようなまち”だということです。また、すでに述べてきたような尼崎の現状やその特徴、課題などもあります。

それらを考慮して、私たちが協働によって目指す尼崎のまちの姿とは、子どもたちや高齢者、障害者など、“みんながいきいきと安全・安心に暮らせるまち”あまがさき。様々な人たちが自立して、それぞれの個性と持ち味を生かしながら協力し合い、生きていくことのできるまち“自立と個性あふれる共生のまち”あまがさき、です。ぜひ協働のまちづくりによって実現しましょう。

第2章 そもそも協働とは

尼崎においても、少子高齢化や市財政の悪化による福祉サービスの縮小などの多くの課題に対して、従来の行政主導のシステムが機能しなくなってきました。

一方、市民が地域社会の担い手として地域課題を自ら解決できる自治能力を少しずつ備えてきており、平成10年のNPO法の制定もあって、様々な社会的課題に取り組むボランティア活動が増加し、「新たな公共」の担い手としてボランティア団体（NPO/NGO）に期待が高まっています。

先に「いま尼崎にとってなぜ協働が必要なのか」について述べましたが、ここでは「協働」の定義や意味について考えたいと思います。

1 協働とはこういうものです（協働の定義）

「協働」の由来は、アメリカの政治学者による造語（co-production = 共同生産）であるとされています。この造語・発想をもとに提唱した「協働」の定義は以下のようです。

協働とは、「地域住民と自治体職員とが、心を合わせ、力を合わせ、助け合って、地域住民の福祉の向上に有用であると、自治体政府が住民の意思に基づいて判断した公共的性質を持つ財やサービスを生産し、供給していく活動体系である」としています。

この定義では、政策決定や公的サービスの供給主体として、行政だけではなく、市民、ボランティア、NPO、企業などの多元的主体が複合的に協働を築き上げることを前提としています。しかし、協働が求められる公共的領域を考える時、その

必要性は市民と行政の協働（公民協働）にとどまらず、広義には市民、民間レベルでの協働（市民協働）にも広がってきます。特に近年では環境や福祉、情報化といった問題に対し、グローバルな視点で民間企業が果たす役割も大きくなっており、広義の協働がますます求められています。

協働研究会の中間報告書においても、「協働とは行政と民間、民間同士の協働など、異質なものが一致して、協力して、地域課題や社会的課題を解決するために、共同生産することが本当の意味ではないか」という意見がありました。

また、総務省（前自治省）においては、「相互の特性の認識・尊重」を基礎として、相互に「対等関係」のもとで、「協調・協働」していくこと。つまり両者が互いに対等の当事者であることを認め合うことと定義されています。

その他、多くの自治体で「協働」は様々な定義をされていますが、全国的にみても、協働の定義が統一されているものではなく、様々に議論され、定義されているのが現状のようです。

2 お互いに変わっていくことが大事です（協働の原則、意味）

市民活動と行政の協働原則は、自治体としては横浜市が最初に分類を行いました（横浜コード）。

仮に協働を「行政と市民、市民同士が、地域課題や社会的課題を解決するために、共同生産すること」と定義すると、横浜コードに書かれた6つの原則は、とても大切です。

協働の原則例（横浜コード 1998.9.）

対等の原則

自主性尊重の原則

自立化の原則

相互理解の原則

目的共有の原則

公開の原則

しかし、この横浜コードが成立する前提条件があると思われます。それは地域課題や社会的課題を解決するために協働する組織同士（公民協働や市民協働）が、課題の解決を通して影響し合い「お互いに変わっていくことを受け入れること」（自己変革受容の原則）を行動原理にしておくということです。

つまり、対等であること、お互いの自主性を尊重していること（多様性の尊重）、主体が自立していること（自己の確立）、信頼で結ばれた緊張感のある責任分担関係を築くこと、目標を共有していること、情報の公開が尊重されていることの前提として、「共に学び」・「共に育ち」・「共に変わる」という姿勢・意識が必要です。そして、現実には、「学び」「育ち」「変わる」ことがなければ、協働していく意味はないと言えます。

また、「お互いに変わっていくことを受け入れること」は、市民側よりも行政側の方により求められていることを特に強調する必要があります。

前述の文章の中にも「...自治体政府が住民の意思に基づいて...」という言葉がありますが、地域で話し合い、協働の領域や方法を決めていく、住民参加のプロセスとしての協働が重要であり、そのことを尼崎市においては特に強調する必要があります。地域の現場に即した、地域住民の主体的な参加による課題の解決を可能にすることが協働の意味であると言えます。そして地域住民としての力を発揮すること

やその力を引き出すことが協働には期待されています。

私たち協働研究会の考える「協働」とは、「協働のためのまちづくりではなくて、まちづくりのための協働でないといけない」、「協働は、行政と仕事をするだけでなく、自分たちで自治を高めていくためにも大切である」という2つの意見に集約されたように思います。

第3章 市民と行政の協働について

1 市民と行政の協働の関係

市民と行政の関係は、支援、協働、参加に分けられると思います。行政の市民活動に対する支援としては、資金や情報、場所の提供などがあげられます。行政への市民参加は、イベント企画への参加、あるいは市民委員としての政策形成への参画などがあげられるでしょう。逆に、市民が企画したものに行政が協力するといった参加もみられます。しかし、従来関係には、行政主導の色合いが強かった印象が否めません。

これからの協働は、こうした従来関係とは異なり、あくまで対等で独立した立場を保ち、共に活力と豊かさに満ちた魅力ある尼崎のまちづくりを進めていくことを目的とするものでなければならぬと考えます。共に考え、共に学び、共に動いてこそ、協働と言えるでしょう。

そのために、市民は、より自主的で独立した立場で自分たちの活動を管理し、運営していかななくてはならないでしょう。また、自立した市民としての立場が保障されるよう、行政との関係が単なる下請けの関係や従属関係にならない、上下関係ができないようなルールづくりや仕組みづくりが不可欠です。市民と行政は、お互い異なった役割を担う主体として互いに尊重し、対等な立場でそれぞれの役割、責務を理解し良好な関係を築くことが協働の第一歩と言えます。

2 市民と行政の協働の方法

協働は平等な立場で行うものであり、そのためにまず必要なことはお互いの持っている情報を共有することです。行政は、市民が持っている豊かな経験と知識、能力を広く知り、生かせるような仕組みを持つべきでしょう。

今まで以上に市民活動の自主性・独立性を尊重し、活動がよりスムーズに行われるよう各種機関とのコーディネート役、サポート役に徹することも必要です。行政からの支援は一方的で偏らないようにすることが求められます。すなわち、公平性が不可欠なものであり、公平性を担保するためには、支援内容や手続き等についての情報公開も求められます。また、市民活動を活発にするためには、地域で必要な情報や公共サービスを行政が独占せず、広く市民に公開することが求められます。

一方、市民もお任せ行政的な態度を改め、「自分たちのまちは自分たちで」という基本的な自治のあり方を認識しなければならないでしょう。

市民の公益活動への参加について、行政は市民に対して門戸を開き、市民自体も積極的に参加を進めていかななくては地域のニーズの多様化に適応できません。そのために、市民、行政が協働して、地域のニーズに合った知識の向上、啓発、活動環境の整備に取り組む姿勢も必要となってきました。このための具体的な方策として、情報提供、地域の人材の発掘と育成、市民活動への支援の拡張、活動拠点の整備が考えられます。

反面、市民活動の独自性を保つためには、市民も独自で運営資金を生み出すシステムが必要です。日本国憲法第89条には「公金その他の公の財産は、…公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」とありますが、市民活動への助成は公金や公の財産の使用であるという原則を再確認し、公共性、公益性の高い活動か否かという点を常に問いながら行われる必要があると思います。

3 市民と行政の信頼関係の構築

市民と行政の協働を考えると、信頼関係をどうつくっていくかは、やはり共通の目的、意識を持ち、共に動くという「協働」の言葉に集約されます。

「尼崎のまち」をいかに良くしていくかという共通の目的、意識を共有し、地域の問題、課題をどう解決していくかを市民、行政がお互いの立場で考え、意見を言い、共に実際に動くこと、そして経験を積むことがお互いの信頼を高め、次のまちづくりにつながっていくはずで

す。まちづくりは人づくりでもあり、人と人の関係、コミュニティの再生でもあります。行政は「協働」という言葉で市民に一方的な関係を望むのではなく、まちづくり、あるいは市民が必要としていることに対する行動としての「協働」を実践すべきです。それによって市民はまちづくりの主役として、人任せ、行政任せではなく、自分たちでまちづくりを管理、運営していく力を高めていくのではないのでしょうか。

第4章 市民と行政の協働の進め方について

市民と行政の協働の事例を考えると、行政からの提案によるものと市民からの提案によるものの2種類があるように考えます。

1 行政からの提案による協働

行政からの提案による協働は、イベント的な一過性のものから、長期的な展望を持ったものまで様々に取り組まれています。市民を公募で募集して行うものは、意識の高い市民が集まり、市民がボランティアとして行政と一緒に企画、実施にかかわっていくことで問題意識が共有されやすく、比較的スムーズに協働が進んでいます。しかし一般的には次のような課題もあります。

(1) プロジェクトの継続性、一貫性の確保

1つのプロジェクトを立ち上げて、協働で物事を進める際、行政担当者の異動により、市民活動が中断するなど、プロジェクトの継続性、一貫性が損なわれることがあります。プロジェクトを計画的に進め、着実な成果を収めるためには、引き継ぎが適切に行われたり、最初から最後まで責任者を決めるような仕組みを整える必要があると考えます。

(2) 双方の熱意と準備、ノウハウの蓄積

最近では行政の担当者の意識も変わってきて、市民の意見をやみくもに無視しなくなったし、市民の側もかなり勉強して、知識と経験を持つようになりました。両者の意見が対立する場合、一方が勝ち、一方が相手に完全に譲るという“win lose”の関係ではなく、双方が話し合いにより、合意点を見だし、お互いに相手を認め合う“win win”の関係が大切です。テーマによって、どちらがイニシアチブをとるかが変わってきますが、いずれにせよ、良い人間関係を維持し、双方が十分な準備とノウハウを共有することが必要です。

2 市民からの提案による協働

市民の提案から行政に働きかける協働については、行政の側に強いパイプを持ち、周到な計画のもとに進めることが肝要ですが、問題や課題としては次のような点があげられます。

(1) 問題意識やニーズの共有

市民側の問題意識やニーズが行政において共有されていない場合は協働が進みにくいと言えます。

(2) 行政の対応の迅速性の欠如

公害問題の歴史、がん対策の問題などを考えても、市民が必死に訴えて、やっと行政が重い腰を上げるといったケースがみられます。

市民と行政の協働を考えるとき、相手の考え方や背景の違いについての理解を深めることが重要です。そのためには、市民の側が行政のスケジュールに歩み寄ることも必要ですし、行政にかかわる人々も一市民であるという意識を持ち、市民のニーズに対する感受性を高めていくことが大切です。

そして、お互いが理解を深めたり、問題意識やニーズを共有するための行政の窓口を設置することが必要であると考えます。

3 協働を進める具体的な仕組みづくり

具体的な政策を市民参画により立案、実行するために必要な協働のプロセスには4つの段階があり、段階に応じた仕組みづくりが必要であると考えます。

- ア 市民に密着したニーズを把握する仕組みづくり
- イ 市民の知恵とノウハウを生かせる仕組みづくり
- ウ 市民が参画し、活躍できる仕組みづくり
- エ 市民による政策評価のできる仕組みづくり

このうち、尼崎における協働のまちづくりはまだ初歩的な段階を抜け出していないため、アからウのプロセスに限られています。協働をさらに進める具体的な仕組みとしては、行政の側に市民との協働を進めるための総合的な窓口の設置、行政の担当者の異動によって市民活動が中断されることのないような人事システムの改革、市民が参加しやすくなるためのボランティアに対する活動資金の確保などが考えられます。

そのうち、市民との協働を進めるための総合的な窓口の設置について次のとおり考えてみました。

(1) 「(仮称) いっしょにやろう課」の創設

尼崎市の第2次基本計画で協働と連携の窓口の設置について言及されていますが、実際にはどうでしょうか。

確かに、協働参画課が設置され、それぞれの部署に紹介してもらうことはできますが、市民との協働は職員側の経験も浅く、協働が成立するかどうかは、それぞれの部署の職員の意識にかかっています。

市民との協働を進めるため、協働参画課の機能を充実させ、「(仮称) いっしょにやろう課」を市役所につくってはどうでしょうか。全職員に対し、市民との協働を進めるという意識を徹底した上で、市民と行政のコーディネートを促進し、市民をサポートする総合的な窓口です。市民からの情報、提言、協働の企画を受け付け、関係部署へ伝達するのみならず、市民と行政のフィードバック、調整を行い、情報公開をし、実際に市民との協働を進めるための窓口の設置が求められます。

(2) 地域振興センターの活用

尼崎の各地域の市民のニーズを把握する窓口として、地域振興センターの活用があげられます。

本庁組織では、基本的な市政の企画調整のみを行い、地域に密着した各地域振興センターでは、地域住民の代表者たちで構成される組織が、地域のまちづくりについて調査、検討し、企画を行い、その結果を行政に報告、提案する。行政はそれを受けて検討を行い、その結果を地域にフィードバックする。これの繰り返しの中で最終的に施策を決定し、実施に移すというシステムの構築が求められます。

そのためには、地域担当職員を各地域振興センターに配置するなど、日常的に地域の課題把握に努めることが重要で、本庁に権限が集中するのではなく、各地域振興センターに権限と予算を分散することが必要であると考えます。

第5章 地域の中の協働の仕組みを提言します

1 ニ崎のコミュニティの特徴と課題は为什么呢

尼崎では、社協などの地縁型活動組織が地域活動の中心となってきましたが、世帯加入率は尼崎市全体で平成元年度に84.0%であったものが、平成18年度には66.6%に減少しています。増加する高齢者世帯の問題、子どもの安全の問題など地域の課題が年々大きくなり、また緊急性を帯びてきていること、役員の高齢化などから、これからの社協の幅広い活動の展開が模索されています。

また、これまでまず自らのテーマに取り組んできた、ボランティアグループやNPO法人などのテーマ型活動組織も、地域の中での具体的な活動の展開を求めており、地域に密着したまちづくり活動への参加もいろいろと試みるようになりました。

尼崎では地域ごとに課題が違ってきます。社協の世帯加入率にしても、平成18年度では大庄地区94.4%から武庫地区40.7%といったばらつきがあり、新しい集合住宅の社協加入問題、コミュニティへの関心の違い、参加する世代の違いなど地域ごとに課題が異なっています。またそれぞれの地域でコミュニティ活動に係る情報伝達の違いも出ています。

尼崎のこれからの地域づくりの仕組みとして、このような地域ごとの課題を、地縁型活動組織とテーマ型活動組織の両者が連携・協議して進めることが大切となっています。

その際の連携・協議の活動組織の範囲ですが、尼崎市の場合は小学校区(43)単位では平均約4,700世帯の規模となります。またこれまでの地域づくりの動きを担ってきた社協では、1小学校区の中に概ね2~4つの連協(社会福祉連絡協議会)が含まれ、小学校区の範囲では地縁型活動組織相互の協議が必要となり、煩雑さを生じ、地域コミュニティに必要な即応性が損なわれます。

自治会と重なる単組(単位福祉協会)が細かい地域実態に符合するとの考えもありますが、市内には628の単組があり、ある程度の集約が必要です。

現状では、連協単位で地域の取組みを進めてきた経緯もあり、多くの連協では月1回程度の定期的な会合が開かれています。「地域の協働」の単位として、74の連協単位(平均約2,700世帯)とすることが適当ではないかと考えます。

2 地域協働の新しい動きを進めましょう

地域ごとの課題を地縁型活動組織とテーマ型活動組織の両者が連携・協議して進めることについては、地域で十分行われているとは言えませんが、最近ではいくつかの先進的な試みも行われています。特にイベントなどの行事であれば、地縁型活動組織とテーマ型活動組織がいろいろなパターンで連携・協議しながら経験を積み重ねています。

今後は、地域内にある両者が協議して、年間を通じての恒常的な協働を実現していく時期にきたと考えます。

地縁型活動組織とテーマ型活動組織の連携、あるいは恒常的な協働の確立にあた

っては、相互の信頼関係の構築が最も大切な点だと思えます。

そのためには、テーマ型活動組織は、自らの関心事だけから地縁型活動組織に働きかけるのではなく、地縁型活動にも関心を寄せて、できるだけその活動に参加、協力することが必要です。また、自らの活動においても地縁型活動組織の代表などに相談したり、意見を聞いたりすることも考えられます。そして、テーマ型の活動が地縁型活動組織の利益にもなり、地域の発展にもつながることなどをよく話し、テーマ型の活動への理解を深めてもらうことが大切です。

こうした努力を通じ、信頼関係をつくり、相互の日常的な協働へと発展させていくことが必要だと考えます。

3 連協単位の地域の協働～地縁型とテーマ型の連携に向けて～

まず地縁型活動組織とテーマ型活動組織が共に知り合い、協議する集まりから始めましょう。

呼びかけはその地域内で、すでに連協などが呼びかけを始めていれば、連協会長が呼びかけ人となっていていただくのが円滑に進むと思われます。

連携・協働できる活動組織をあげてみますと、地縁型活動組織としては、連協、単組、婦人会、老人クラブ、子ども会、消防団、民生児童委員協議会、防犯協会、少年補導委員連絡会、保護司会、育友会、地域内の学校や幼稚園の代表などに声をかけることが出発になるでしょう。

テーマ型活動組織としては、様々なまちづくり活動グループ、60を超す市内NPO法人、ボランティアセンターへの登録グループ(約250)、公民館・地区会館登録グループ(曜日ごとに活動)、地域の障害者作業所・施設、地域内にある病院・診療所・老人ホーム・デイケアセンター、介護保険事業所・障害福祉サービス事業所、子育て等の地域グループなどがあります。

連協から呼びかけられるまでに至っていない地域では、テーマ型活動組織から呼びかけてももちろん良しとして、地縁型活動組織も応じていただけないでしょうか。

会合の頻度や協議方法や動き方は、それぞれで状況が違いますから、協議して決めていくことになります。

名称については「地区まちづくり協議会」「地区地域コミュニティ協議会」「地区まちづくり推進会議」「地域推進委員会」「地域交流広場」などが考えられますが、名称にはこだわる必要はないと考えます。

4 「コミュニティルーム」「県民交流広場事業」などをきっかけとして進めましょう

尼崎市健康福祉局・市民福祉会議の作業による「あまがさきし地域福祉計画」が策定され、平成17年度から東園田と潮江の2地区をモデル地区として福祉会議が開催され、地域福祉活動の今後のあり方が検討されています。月に1回くらい集まり、地域課題の見いだしと協議・実践が始まっています。

また、平成18年度に市内6支所の地域振興センターそれぞれに「コミュニティルーム」が設置され、「この指とまれ」方式で、市民活動団体が集まり、運営委員会

を組織して活動を始めています。地域の様々な組織が集まり、「コミュニティルーム」の使用を中心としたつながりができつつあります。

さらに、兵庫県の事業として、小学校区を基本とするコミュニティづくりのため、地域代表性を持つ「地域推進委員会」へ整備費1,000万円、活動費300万円を5年間に分割して助成する「県民交流広場事業」が、本年度から本格実施されています。平成16、17年度にすでに県下36箇所でモデル事業が始まっており、尼崎市でも立花地区においてテーマ型活動組織と地縁型活動組織の連携したモデル事業が平成17年度から取り組まれています。

その中では、望ましい地域推進委員会の構成として「自治会はじめ、様々な地域団体と福祉、防犯などテーマ型の活動を行っているNPOやグループが参画しているもの」とあげられています。

尼崎市では、小学校区単位ではなく、「原則として連協エリア」とすることで県と市の協議が整い、取り組まれています。1連協エリアでは、整備費550万円、活動費150万円で、受付は各地域振興センターです。5年間募集が続きます。

申請主体には「地域代表性」が求められています。修復の遅れている福祉会館などの単なる修理費に終始しないよう、これを好機として「地縁型活動組織とテーマ型活動組織との協議体」をつくり上げ、本年度の募集に間に合わなくても、1年間かけて協議を整え、来年度「県民交流広場事業」へ応募することをきっかけとして、地域の中の協働の仕組みづくりを進めることを提案します。

5 「共通の出会いの場」をまず設けることを提案します

まちづくりは日頃からの交流が大切で、そのための「共通の出会いの場」が必要です。

(1) 「共通の出会いの場」に求められる機能

地域の中の身近な場所にあること、毎日開いていること、そこに相談できる人が常駐していること、気楽に世間話ができる雰囲気があることが、まず「共通の出会いの場」の必要条件です。

求められる機能としては

いろいろな会合が開かれ、気軽に立ち寄れる「交流の場」

掲示板、印刷機、インターネット通信などが配備された「発信の場」

子育て支援活動、高齢者の健康活動、手話学習会などにも使える「活動の場」

様々な地域情報が交流される中、人とグループが育つ「苗床の場」

が考えられます。

行政からの情報、まちづくり情報はもちろん、人やアイデアも含んで、こんな情報を求めますとかこんな情報がありますとかが提案できる場、例えば、コミュニティに関心が薄いとされる若い世代からもアイデアを募り、実際に活動を行う場所として機能すれば、参加する人も増え、グループも育つことが期待できます。

(2) 「共通の出会いの場」の候補場所

候補場所としては、

連協が管理している会館等（形態は様々であるが、7割を超える連協において設置されている）

市場などの空き店舗（地域づくりに役に立つのならと、安く貸してくれるようになっている）

小学校などの空き教室

支所のコミュニティルーム

など検討しましたが、小学校などの空き教室については現時点での常時使用は困難であることや、支所のコミュニティルームについては連協エリアよりも広い範囲を目的とした交流の場であることなどが指摘されました。

したがって、連協が管理している既存の会館等を「共通の出会いの場」として常時開放できるよう、地域内で話し合うことができれば、と思います。

また、そうした会館等がない地域においては、市場などの空き店舗を有料で借り上げカフェ風に運営し、地域づくり事業として、協議会づくり、交流の場の提供としては、などの方法も提案されました。

いずれにしても、既存の施設や資源を有効に活用しながら、それぞれの地域に合った形で「共通の出会いの場」を設けていく必要があります。

そして、「県民交流広場事業」に言う「様々な地域団体とテーマ型の活動を行っているNPOやグループの両者が参画している」委員会・協議会をつくり、「地域の代表性を持つ」実態ができれば、「県民交流広場事業」に応募し、「共通の出会いの場」づくりを考えていきましょう。

6 地域内の個人の参加と情報提供・呼びかけの広がりを進めましょう

協働研究会の中では、次のことも重要なこととして討議されました。

組織活動が地縁型・テーマ型が中心になるとしても、地域内の一個人がいつでも加わることのできるようオープンでありたいこと、定年を迎える団塊の世代が地域活動に参加することをどのように後押しするか、若い世代とどのように連携できるか、単身赴任者などの参加はどのような工夫が必要か、など幅広く論議されてきました。

共通の交流の場がオープンであることが必要ですが、ホームページやブログなどのインターネットを通じた地域内交流もこれからの1つの方法・きっかけです。

通信環境の整った交流の場で、地域内の同好者が集まって教え合いながら情報発信、受信を行うことも考えられます。

いろいろな地域ごとの取組みがなされ、それらが交流・情報交換される仕組みが必要になってくると思われます。

第3部 各委員の主な意見

1 今までの経験を発展させ、より充実した協働の展開を目指しましょう。

- ・ 協働をさらに進めるためには、これまでの協働はどうか評価・検証を行うことが必要である。
- ・ 行政は地域の取組みを尊重しつつ、協働事業を進めていくことが大切である。
- ・ ボランティアグループはグループ内活動で終わっている。協働の考え方で、もう一步前進しないといけない。横のつながりが必要である。
- ・ 町内会で課題を解決できない場合、解決のために足りない部分をどうしていくかが課題である。

2 対等な関係のもと、役割分担を行い、それぞれの得意分野を生かしましょう。

- ・ 市民参画とは、市民も上下関係なしに自由に自分の主張や意見が言えることではないか。
- ・ 市民でできることは市民がする、市民ができないことは行政がするという振り分けをする必要がある。その上で、市民と行政で人、モノ、金の役割分担ができれば良い。
- ・ 協働でやった方がよい領域、市民が担った方がよい領域、行政が担った方がよい領域がある。
- ・ が得意な人などのキーパーソンを見つけて巻き込むことが大切である。

3 情報提供・情報共有・共同作業により、心と力を合わせ信頼関係を築きましょう。

- ・ 市民も行政も現場に身を置き、共に汗を流すことで自ずと信頼関係が生まれる。
- ・ 意見が対立したままでは、協働はできない。意見が違った場合は、何度も意見交換を行う努力が必要である。
- ・ 行政は市民と比べて非常に多くの情報を持っていることから、市民に対してもっと積極的に情報を提供することが必要である。
- ・ 市全体でどんな取組みがなされているか、どこで誰がどんなことをしているかといった情報を収集することが大切である。
- ・ 市民側も市報等によって情報を得る努力をすることが必要である。

4 「自分たちのまちは自分たちで」を合い言葉に、活動人口を増やしましょう。

- ・ 協働は、行政と仕事をするだけでなく、自分たちで自治を高めていくためにも大切である。
- ・ 地域を良くしようという思いを大切に、自分たちのまちは、自分たちで良くするというのが基本。行政はそのバックアップを行う。
- ・ 市民活動やNPOの活動を広げていく上では、今、かかわっていない人をどのように巻き込むかということが必要である。
- ・ これから団塊の世代が地域に戻ってくるが、町内会には意識の高い人しか参画していない。地域にはいろんな課題があるので、参加する人をどう増やすかが課題である。
- ・ 自分の住むまちに愛着を持つ人を増やすことが大切である。
- ・ 町内会の活動が一般のニーズとかがみ合っていない。面白さ、楽しさ、人の心を動かすものが足りないのでは。どんな世代の人にも参加してもらえよう工夫する必要がある。

5 行政職員は協働についての「知識」を「意識」に変え「行動」を起こしましょう。

- ・ 行政職員は市民と対立するのではなく、一市民として市民と手を携える必要がある。
- ・ 行政の中に協働に熱心な職員を増やして、担当者が変わっても組織として対応できる仕組みが必要である。
- ・ 行政職員は、市民や企業が公益的な活動をしている現場を実際に見に行く必要がある。
- ・ 行政の担当者も普段は、一人の市民なので、市民として協働事業にかかわってほしい。
- ・ 誰が担当になってもうまくいくシステムを考えないといけない。どのような人が来ても最低限は、このくらいのレベルや内容で協働ができる、というものでなければいけない。

6 地域課題の解決に向けた提案を受け止め、実現できる仕組みをつくりましょう。

- ・ 市民参加型ではない参画型の仕組み、市民や企業がもっとまちづくりに参画できる仕組みをつくる。
- ・ 市民の提言が、尼崎市全体の政策になっていくことを見届けていく仕組みをつくる。
- ・ 行政のお金のことや執行について、もっと市民が発言できる仕組みをつくる。
- ・ 市民側から地域課題の解決について提案があった場合、行政側に提案を受け入れる制度が必要だ（計画段階、実践段階、評価段階、改善段階も一緒にできるようにする）。
- ・ 今までのように官にお任せではなく、市民が意見を言うテーブルが必要である。

7 マネジメント機能を充実させ、自主的な活動への支援体制をつくりましょう。

- ・ どのようなときに行政が後援や共催ができるのかなどのルールづくりが必要である。
- ・ 協働の取組みのどの段階でどのような支援をしていくのかを整理する必要がある。
- ・ 市民活動は盛んに行われているが、グループ同士のネットワークが結べていない、特にテーマを超えた、例えば福祉と環境が手をつなぐとかができていない。市役所側もそれぞれを別々に支援しているのでネットワークを妨げている面がある。
- ・ 行政が一方向的に公益かどうか認めるのではなく、市民同士の議論によって公益性について決めていくべきである。

8 様々な団体やグループがつながることができるよう、相互理解を深めましょう。

- ・ 地縁関係で活動している人も、テーマ型のグループで活動している人も、防災、防犯の問題など、地域の人みんなが取り組まなければならない課題がある。
- ・ 市民・事業者・行政の3者の協働だけでなく、それぞれ市民同士、事業者同士、行政同士の協働もあり、そのネットワークづくりが必要である。
- ・ NPOはどうすれば地域と密着して活動を広げていけるかを考えており、地域の方は活動の中でNPOにお願いしたいと考えている。相互の現状が分からないので、情報交換が必要である。
- ・ 尼崎にはまちづくりのベースやコミュニティがすでにあるので、その中で、どう取り組んでいくのが大切だ。社協はほとんど町内会だから、この土台を大切に、NPOやボランティアが活動できるような状況にできればいいと思う。
- ・ 市内には、たくさんの市民活動があるが、お互いの活動を知らないなので、これからはつながってけると良い。
- ・ 日常の課題について、集まりたい人が集まって相談するなど、「この指とまれ」という言葉で人が集まれるような場所があれば良い。

おわりに

この協働研究会を45名の市民がどのように進めていくか、それが私たちの議論の出発点でした。それから1年以上が経過しました。

本提言書は、平成18年3月に「協働の理念と定義」「協働の手法」「地域の協働」の3テーマでの議論の経過を記した中間報告書「市民からみた協働のまちづくりのあり方」をもとに、引き続き議論しその成果をまとめたものです。

これまで45名もの市民が集まって、「協働」をテーマに1年以上にわたり継続的に考え、議論したことはありませんでしたし、世話人会や起草委員会など会議の運営から提言書の作成まで、これほど市民主体で進められてきたこともなかったのではないのでしょうか。当然ながら45名それぞれの活動経験はもちろん、協働についての考え方も同じであるはずはなく、限られた時間の中で意見を出し合い、議論を進め、方向性を定めていくことは容易ではありませんでした。それは今もって変わっていません。それでも私たちは多くのことを学び今後の活動に生かしていきたいと思っています。

最後にこれまでの議論と提言書の作成を通して次の3点を確認したいと思います。

まず1点目は、協働のまちづくりの行われる場所を尼崎のまちにこだわってきたことです。そして尼崎で暮らす・働く・様々な活動をするなどそれぞれの立場から、具体的な発言を積み重ねてきました。それは、これまでの個々の尼崎のイメージにとらわれるのではなく、今のまち全体や地域の課題を改めて見直すきっかけとなっています。そしてこうした研究会の中だけでなく、実際の活動内容を知り参加している人たちと出会う機会が、すべての市民に日常的にあれば、さらなる協働の担い手の広がりが期待できるかもしれません。

2点目は、協働に必要な議論の進め方についてです。話し合いの場では意見がかみ合わない、意見が伝わらないこともありました。それでも参加者同士は聴くことを止めませんでした。こうした経験が相手を理解し信頼することにつながっていきます。参加者が発言しやすいようテーマやイメージのすり合わせに時間をかけることもときには必要でした。そして全体の中で決定事項や今後の展開を確認する作業も欠かせません。では、共有すべきルールとはいったいなんなのでしょう。それは市民として参加するということは、前の座席の人も隣の人も市民としてお互い尊重し合っているかどうかということです。聴く、理解する、伝えるといった話し合いの過程で、相手を認めることを通して自分が変わる可能性を見つけることができるとも言えます。

3点目は、この協働研究会で何ができなかったのか、それを明らかにすることも求められます。例えば、協働の対象（市民と行政以外の市民と市民・企業市民の役割等）や方法（資金調達、法制度ルール化等）の具体的な検討、あるいは市民活動の範囲や公共性、公益性の考え方について様々な角度からの議論の深まりが、協働を実質的に進めていくためにはさらに必要であると考えられます。

したがって、私たちは、この提言書はこれで終わりではなく、これからの協働のまちづくりに向けた始まりの第一歩であると考えています。

<資料1> 協働事例の実践（市民がつくる尼崎おもてなしマップ）

協働研究会第2グループでは、話し合いを進める中で、協働についてのイメージは委員の間でも様々であり温度差があることが分かりました。

そこで、実際に1つの協働の事例を共に体験することによって、協働についてのイメージを共有し、協働の進め方を学ぶこととしました。

まず、協働で解決すべきテーマを設定するため、地域の現状や尼崎の課題などから話し合いました。

その中では、「若い人たちが転出し、地域の高齢化が進むことによって、老老介護の問題が生じている」、「環境問題は改善され、住みやすく便利なまちであるのに、市外の人々の尼崎市に対するイメージは良くない」などの意見が出されました。

そこで、平成18年度は兵庫県で国体及び障害者スポーツ大会が開催され、多くの人が尼崎を訪れることから、その開催時期に合わせ、尼崎の良さをアピールし、尼崎のイメージアップにつながるような「尼崎紹介マップ」をつくらうということになりました。

マップづくりの求めるべき成果・ねらいとして、市外の人々が抱えている「公害の町あまがさき」などのマイナスイメージを解消し、また尼崎に来たいと思ってもらうこと、尼崎市民自身も自分たちのまちの良さを再発見してもらうことの2点があげられました。

そして、マップづくりにあたっては、行政、企業、各種団体など多方面との協働によって進めることが望ましいということになりました。

マップづくりは、作業部会も開催し、幾度となく議論しながら、協働研究会の他のグループや行政などにも呼びかけながら、マップの大きさ・内容・スケジュール・発行数・資金づくりなどについて煮詰めていきました。

その中で、国体に向けて同様にマップをつくる予定をしていた市の国体の担当課とも、一緒に1つのマップをつくることができないか調整を行いましたが、マップの目的やスケジュール、調整の時期、互いの立場に対する理解不足などにより、合意するまでには至りませんでした。

しかし、経験豊富な委員のノウハウや個性が生かされ、また、アンケートの実施により他のグループの委員や市の職員からもマップに掲載すべきポイントに関する意見をもらうことで、多くの人たちの力が結集された、他にはないマップをつくることができました。

1つの協働事例として、マップづくりに取り組みましたが、そのプロセスの中で、私たちは様々な壁につきあたりながら、多くのことを学びました。そのことを提言書の中にも反映させています。

最後に私たちがつくったマップは今後、様々な機会に活用していきたいと考えています。

<資料2> 協働研究会の経過

| 回 | 開催日・場所 | 協議内容 |
|------|---------------------------|--|
| 第1回 | 平成17年6月27日(月) すこやかプラザ | ・オリエンテーション ・各委員自己紹介 |
| 第2回 | 平成17年8月1日(月) すこやかプラザ | ・グループ協議(協働のイメージ等) |
| 第3回 | 平成17年9月16日(金) すこやかプラザ | ・全体報告(協働参画課のこれまでの取組み等) ・グループ協議(協働の体験事例、今後の進め方等) |
| 第4回 | 平成17年10月14日(金) すこやかプラザ | ・グループ協議(協働の体験事例、今後の進め方等) ・委員の中から世話人を選出 |
| 第5回 | 平成17年11月15日(火) 中央公民館 | ・グループ協議(テーマの整理等) テーマ「協働の理念と定義」「協働の手法」「地域の協働」 |
| 第6回 | 平成17年12月9日(金) すこやかプラザ | ・グループ協議(各テーマ等) テーマ「協働の理念と定義」「協働の手法」「地域の協働」 |
| 第7回 | 平成18年1月13日(金) すこやかプラザ | ・グループ協議(各テーマ等) テーマ「協働の理念と定義」「協働の手法」「地域の協働」 |
| 第8回 | 平成18年2月13日(月) すこやかプラザ | ・グループ協議(中間報告書等) |
| 第9回 | 平成18年3月18日(土) すこやかプラザ | ・グループ協議(18年度の協働研究会の進め方等) |
| 第10回 | 平成18年4月25日(火) 小田公民館 | ・全体協議(今後の進め方等) ・グループ協議(各テーマ等) |
| 第11回 | 平成18年5月23日(火) 中央公民館 | ・グループ協議(各テーマ等) テーマ「協働の理念と定義」「協働の手法」「地域の協働」 |
| 第12回 | 平成18年6月29日(木) 中央公民館 | ・グループ協議(各テーマ等) テーマ「協働の理念と定義」「協働の手法」「地域の協働」 |
| 第13回 | 平成18年7月11日(火) すこやかプラザ | ・全体協議(各グループ報告等) ・委員の中から起草委員を選出 |
| 第14回 | 平成18年8月8日(火) すこやかプラザ | ・全体協議(提言書素案について等) |
| 第15回 | 平成18年9月11日(月) すこやかプラザ | ・全体協議(提言書案について等) |
| 第16回 | 平成18年9月29日(金) 尼崎市役所 | ・市長への提言書提出等 |

その他の会議等

- ・ 部会・勉強会
 - 第1グループ 4回開催(18年1/9、6/23、7/1、7/4)
 - 第2グループ 6回開催(18年3/6、5/19、6/7、7/6、7/19、7/28)
 - 第3グループ 1回開催(18年6/17)
- ・ 世話人会 8回開催(17年10/26、11/28、12/19、18年1/19、2/6、2/28、4/11、5/11)
- ・ 起草委員会 5回開催(18年7/20、8/2、8/16、8/24、8/31)

<資料3> 協働研究会委員名簿(50音順)

| | 氏名 | 備考 |
|----|--------|--|
| 1 | 東 朋子 | <p><協働研究会委員の構成></p> <p>・推薦委員15人</p> <p>尼崎市社会福祉協議会各支部 尼崎市民生児童委員協議会連合会 尼崎市老人クラブ連合会 尼崎市子ども会連絡協議会 尼崎市PTA連合会 尼崎市連合婦人会 尼崎商工会議所 尼崎青年会議所 コープ活動サポートセンター塚口 尼崎市社会福祉協議会ボランティアセンター</p> <p>・公募委員30人</p> |
| 2 | 足立 初代 | |
| 3 | 荒木 伸子 | |
| 4 | 安藤 一夫 | |
| 5 | 礪田 洋一 | |
| 6 | 伊東 勇 | |
| 7 | 井場 須満子 | |
| 8 | 上原 明 | |
| 9 | 内田 大造 | |
| 10 | 江本 茂男 | |
| 11 | 大谷 宏明 | |
| 12 | 北川 万作子 | |
| 13 | 黒田 光枝 | |
| 14 | 小西 キヨ子 | |
| 15 | 佐々木 ゆき | |
| 16 | 柴田 光啓 | |
| 17 | 関 淑美 | |
| 18 | 田口 武雄 | |
| 19 | 谷口 哲郎 | |
| 20 | 寺本 美津枝 | |
| 21 | 富田 善寿 | |
| 22 | 頼田 晴美 | |
| 23 | 長尾 かほる | |
| 24 | 中村 美代子 | |
| 25 | 滑川 清文 | |
| 26 | 西田 昌子 | |
| 27 | 野村 カヤ子 | |
| 28 | 野山 恭一 | |
| 29 | 濱口 博 | |
| 30 | 濱田 格子 | |
| 31 | 早瀬 法正 | |
| 32 | 春名 恵子 | |
| 33 | 檜垣 龍樹 | |
| 34 | 引地 春美 | |
| 35 | 広瀬 徹 | |
| 36 | 藤木 隆義 | |
| 37 | 益田 耕作 | |
| 38 | 松岡 孝司 | |
| 39 | 三宅 貞子 | |
| 40 | 森口 一喜 | |
| 41 | 山下 當子 | |
| 42 | 山田 真詳 | |
| 43 | 山根 登喜子 | |
| 44 | 山根 匡裕 | |
| 45 | 山本 正信 | |

一部の委員は平成18年3月31日まで

アドバイザー

| | 氏名 | 所属 |
|---|--------|-------------------|
| 1 | 久 隆浩 | 近畿大学理工学部社会環境工学科教授 |
| 2 | 緒方 由紀 | 佛教大学社会福祉学部助教授 |
| 3 | 石井 布紀子 | (有)コラボねっと取締役 |

<資料4 - 1> 社会福祉協議会組織図

(平成18年7月1日現在)

尼崎市社会福祉協議会組織図

本部社協

理事16名(うち、理事長1名、副理事長2名、常務理事1名)

支部社協

| <中央支部> | | <小田支部> | | <大庄支部> | | <立花支部> | | <武庫支部> | | <園田支部> | |
|--------------|----|--------|----|--------|----|-----------|----|--------|----|--------|----|
| 城内 | 10 | 下坂部 | 11 | 大庄中央 | 8 | 塚口本町 | 19 | 第1 | 6 | 園田北 | 4 |
| 大物 | 9 | 潮江 | 9 | 大庄西 | 5 | 塚口西 | 7 | 第2 | 8 | 園田南 | 13 |
| 開明 | 10 | 浜第一 | 6 | 武庫川 | 4 | 富松 | 11 | 第3 | 6 | 園田 | 13 |
| 竹谷 | 10 | 神崎 | 7 | 元浜 | 6 | 生島 | 20 | 第4 | 6 | 田能 | 9 |
| 北竹谷 | 5 | 浜 | 7 | 道意 | 7 | 立花 三反田 | 8 | 第5 | 3 | 御園 | 7 |
| 東難波 | 10 | 常光寺 | 8 | 蓬川 | 2 | 尾浜 | 14 | 第6 | 3 | 園和 | 13 |
| 中難波 | 6 | 左門殿 | 9 | 東 | 8 | 堂松北 | 11 | 第7 | 7 | 上坂部 | 10 |
| 西難波 | 11 | 杭瀬 | 18 | 崇徳院 | 9 | 堂松南 | 10 | 第8 | 14 | 若王寺 | 3 |
| 西難波北 | 5 | 長洲 | 15 | 浜田 | 8 | 生島南 | 5 | 第9 | 8 | 小中島 | 3 |
| 繁栄 | 5 | 稲川橋 | 9 | 今北 | 9 | 生島西 | 10 | 第10 | 6 | 南塚口 | 8 |
| 中央 | 13 | 金楽寺 | 8 | 西立花 | 7 | その他 | 1 | 第11 | 8 | 園田東 | 8 |
| 立花 グリーンハイ | 7 | 西長洲 | 10 | 芋 | 3 | | | 第12 | 7 | 戸ノ内 | 7 |
| その他 | 1 | 杭瀬団地 | 4 | 稲葉荘 | 16 | | | | | | |
| | | | | 東大島 | 11 | | | | | | |
| | | | | 西大島 | 6 | | | | | | |

12連協

13連協

15連協

10連協

12連協

12連協

102協会

121協会

109協会

116協会

82協会

98協会

[計74連協・628協会]

構成団体

民生児童委員協議会連合会 / 防犯連絡協議会 / PTA連合会 / 連合婦人会 / 遺族会 / 老人クラブ 連合会
 保護司会 / 婦人共励会 / 保健衛生連合協議会 / 身体障害者連盟福祉協会 / 子ども会連絡協議会
 三師会 / 少年補導委員連絡協議会 / 民間社会福祉施設連絡協議会 / ボランティア連絡協議会

< 資料 4 - 2 > 市内 N P O 法人一覧表

(平成18年7月28日現在)

| | 認証日 | 名 称 | 事務所所在地など | 主な事業など |
|----|------------|---------------------------|---|--|
| 1 | 1999/6/1 | (特活) シンフォニー | 北城内88番4-2-106号 | 自然環境と社会との調和と共生のまちづくりを推進する事業を行う。 |
| 2 | 2000/2/1 | (特活) 在宅福祉支援グループ・コスモス | 金楽寺町 2 丁目 11 番 18 号 | 社会、地域で支援の必要な高齢者に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスなど在宅福祉に関する事業やグループハウスの運営などの事業を行う。 |
| 3 | 2002/6/3 | (特活) アップストリーム障がい者支援センター | 杭瀬本町 1 丁目 23-2 カーサフジ 102 号 | 総合的な在宅支援事業及び地域生活支援事業等を行う。 |
| 4 | 2002/7/1 | (特活) あまーち | 水堂町 2 丁目 13 番 15 号 | 身体及び知的障害のある者に対して、通所事業及び地域生活支援に関する事業を行う。 |
| 5 | 2002/9/2 | (特活) ヴィ・リアル生活支援センター | 主たる事務所 南武庫之荘 3 丁目 16 番 2 号 従たる事務所 武庫之荘 3 丁目 14 番 7 号 | 尼崎市を中心とする障害のある方とその家族に対し、地域生活支援に関する事業を行い、併せて支援の要となる人材の養成等を行う。 |
| 6 | 2002/11/1 | (特活) マンション長期修繕計画研究所 | 主たる事務所 神戸市灘区 従たる事務所 尼崎市水堂町3-3-1 姫路市 | 分譲マンション管理組合に対して、長期修繕計画の策定と運用に関する勉強会の開催や事例研究報告書の発行に関する事業を行う。 |
| 7 | 2002/11/1 | (特活) 地域共生スペースがらび | 南武庫之荘 10 丁目 11 番 15 号 | ノーマライゼーションの理念に基づき、しょうがいをもつ方や高齢者とそのご家族に対し、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行う。 |
| 8 | 2002/11/1 | (特活) あまがさきエコクラブ | 昭和通 3 丁目 96 番地 | 尼崎市を中心に活動する企業・地域コミュニティ及び一般市民に対して、再生資源の利用促進に関する事業を行う。 |
| 9 | 2003/2/3 | (特活) 地域生活を支援する会りんりん | 西川 2 丁目 34 番 5 号 | 市民参加型の日常生活の支援活動を展開し、かつ、地域福祉活動に関する調査研究、福祉活動に係わる諸団体との有効な連携並びに情報交換、研修、人材育成、相談等の支援活動及び諸団体のコーディネートを行う。 |
| 10 | 2003/2/3 | (特活) グリーンプラネットあまがさき | 水堂町 4 - 8 - 1 | 野外活動を通じた体験学習や環境教育に関する事業を行うほか、自然や地域の人々とのふれあいを促進する事業を行う。 |
| 11 | 2003/4/2 | (特活) 視障自立支援の会 | 潮江 2 丁目 17 番 31 号 | 視覚障害者が自由に街に出られる環境作り、外出介助支援、視覚障害者に対する情報の提供活動、あんま・マッサージ・指圧業、はり・きゅう業に関する専門技術、医学医療の情報提供、その経営に対する適切な指導、援助等、視覚障害者の自立を支援する事業を行う。 |
| 12 | 2003/4/21 | (特活) 日本児童教育協会 | 南塚口町 8 丁目 67 番 14 号 | 未来を担う児童に対して、情報教育普及事業及び全国児童の交流活動促進事業を行う。 |
| 13 | 2003/5/20 | (特活) まちづくりあいあい | 塚口町 1 丁目 15 番地の 18 - 605 | 尼崎市民に対し市民ふれあいの場の提供など郷土愛を醸成する事業を行う。 |
| 14 | 2003/5/20 | (特活) ヘルスサポート研究所 | 富松町 3 丁目 37 番 4 号 | 心身の不調を訴える人に対して、心と体の健康をつくるセルフケアとして、ストレスマネジメントの普及に関する事業を行なう。 |
| 15 | 2003/5/20 | (特活) 関西障害者国際友好交流協会 | 東難波町 4 丁目 7 番 4 号 | 世界各国における障害者や障害者団体に対して、文化、芸術、体育、教育等分野での友好交流に関する事業を行う。 |
| 16 | 2003/6/20 | (特活) 子育て支援センター園田北 | 名神町 2 丁目 12 番 24-202 号 事業所：上食満 1 丁目 3 番 15 号 | 子ども及び父母に対して、幼保一元の立場による幼児保育にとどまらず、子育てにかかわるサポートや子どもたちがゆったりと過ごせる「集いの場」を提供するなど、子育て支援に関する事業を行う。 |
| 17 | 2003/7/22 | (特活) 障害者情報ネットワーク尼崎 | 大庄北 3 丁目 25 番地 1-104 号 | 障害者及び障害者関連作業所・団体に対してコンピュータの活用支援を行うとともに、当該団体等に対し N P O 法人等設立・運営の支援に関する事業を行う。 |
| 18 | 2003/7/22 | (特活) 元気はつらつ倶楽部 | 尼崎市(大物町2-8-4) | 各地域住民に対して、病気の予防、介護予防と健康増進の啓発活動、情報提供活動及びこの活動に係る人材の育成に関する事業を行う。 |
| 19 | 2003/7/22 | (特活) 全日本少年硬式野球連盟 | 昭和通 4 丁目 131 号 宮崎ビル 4 F | 少年野球大会や少年野球教室の開催を通じて、スポーツを愛する青少年たちに、心身の鍛錬の機会を提供するとともに、少年野球の指導者の育成を行う。 |
| 20 | 2003/8/20 | (特活) A S U ネット | 塚口町 1 丁目 33 番 8 号 | 福祉の増進とまちづくりの推進および地域、国際交流活動への支援並びに情報社会の発展、経済活動の活性化、雇用機会の拡充支援等に対して、N P O ・行政・企業との真摯なパートナーシップを結ぶことにより、地域の人々が環境、福祉、教育などの様々な起こり得る生活上の問題に関する事業を行う。 |
| 21 | 2003/9/22 | (特活) 夢・アシスト・Kansai | 立花町 3 丁目 21 番 19-103 号 | 起業を志す者に対し、開業支援活動を行う。 |
| 22 | 2003/9/22 | (特活) ベスト | 食満 3 丁目 15 番 23 号 | 森林の木を保護するための事業を行い、地球環境保護に寄与する。 |
| 23 | 2003/9/22 | (特活) 男女共同参画ネットワーク尼崎 | 潮江 3 丁目 4 番 18 号 | 地域住民に対して、男女平等推進に関する事業、並びに子どもの権利尊重に関する事業を行う。 |
| 24 | 2003/10/20 | (特活) 阪神 N P O センター | 主たる事務所 伊丹市池尻 従たる事務所 尼崎市杭瀬本町 1 丁目カーサフジ 102 号、川西市東畦野 | 地域活動を行う市民及び団体の自立・発展、事業の円滑な運営のための支援、地域に根ざした福祉活動支援や人材の育成を行う。 |
| 25 | 2003/11/20 | (特活) 阪神ユニバーサルデザイン研究会 | 塚口町 2 丁目 10 番 10 号 田中ビル 202 号 | 阪神地域に居住する高齢者、障害者等に対して、福祉用具の選定・使用方法及び福祉環境の整備に関する相談、移動困難者に対する外出支援を実施する。 |
| 26 | 2003/12/22 | (特活) 兵庫マリンスポーツ振興会 | 東園田町 9 丁目 19 番地の 6 | 海やヨットの好きな市民に対して、ヨットを通した市民交流の場を提供し、海や自然に親しみ、楽しみながらこころ豊かな人づくりに貢献するとともに、ヨットを市民の身近なマリンスポーツとして、その振興に寄与する。 |
| 27 | 2004/1/20 | (特活) フードバンク関西 | 南清水 37 番 14 号 | 社会福祉施設及び無償で食事提供をしている非営利団体に対して、余剰食糧の分配などの支援事業を行う。 |
| 28 | 2004/3/22 | (特活) あまっ子みらいっ子 | 東大物町 2 丁目 3 番 10 号 | 子どもから大人までの多世代に対して、レクリエーション活動等を通した子どもの健全育成やリーダー・指導者の育成に関する事業を行う。 |
| 29 | 2004/3/22 | (特活) 阪神太極拳倶楽部 | 武庫之荘西 2 丁目 43 番 19 号 | 広く地域住民に対して、太極拳及び各種中国武術・健康法に関する事業を行う。 |
| 30 | 2004/3/22 | (特活) 愛逢 | 小中島 1 丁目 20 番 21 号 | 在宅で介護が必要な高齢者、障害者(児)やその家庭、子育て中の父母に対して生活支援、子育て支援など福祉に関する事業を行う。 |
| 31 | 2004/5/20 | (特活) イーサポート協会 | 武庫之荘本町 2 丁目 20 番 8 号 | 青少年及び社会人に対して、学習指導と生涯教育支援に関する事業を行う。 |
| 32 | 2004/5/20 | (特活) 健康増進プログラムネットワーク | 武庫之荘東 1 丁目 7 番 3 号 | 地域住民や職域との連携を図りながら、住民等自らが健康について学ぶ社会教育の場を提供するとともに、無農薬野菜等健康食材の提供を通じ、食に対する正しい理解を深める。 |
| 33 | 2004/6/21 | (特活) Will assist | 武庫元町 1 丁目 4 番 5 号 インテグレイト武庫 201 | 一般市民に対し、法律の専門家による予防法務としての情報発信・セミナー・相談会を実施する。 |
| 34 | 2004/8/20 | (特活) まいどいんあまがさき | 東園田町 4 丁目 162 番地の 19 | 自分達が住む地域や暮らしは自分達でつくるという自律・自治をめざす住民とともに、障害者の自立支援をはじめとする市民活動や市民事業の円滑な運営のための支援に関する事業を行う。 |
| 35 | 2004/8/20 | (特活) W A C ゆずり葉 | 立花町 2 丁目 13 番 31 号 | すべての年代の者がともに生きてゆける地域社会づくりと福祉文化の創造並びに健康増進を図るため、市民参加による事業を行う。 |
| 36 | 2004/10/20 | (特活) ぼけっと | 東園田町 1 丁目 76 番地 メゾンプロムナード 101 号 | 障害を持つ人が安心して暮らしていけるために支援活動を行ない、障害を持つ人と持たない人が共生できる豊かな社会を築くことによって、福祉の増進に寄与する。 |
| 37 | 2004/10/20 | (特活) 発達障害を考える会・T R Y アングル | 主たる事務所 伊丹市池尻 従たる事務所 尼崎市南武庫之荘 12 丁目 4 番 6 号、西宮市西宮浜 | 発達障害児・者とその家族、関係者等に対して、療育のための支援、生活支援・就労支援、情報提供や発達障害についての普及・啓発等の事業活動を行う。 |

(平成18年7月28日現在)

| | 認証日 | 名 称 | 事務所所在地など | 主な事業など |
|----|------------|--------------------------------|---|---|
| 38 | 2004/10/20 | (特活)福祉を考える会 (福祉施設にパソコンを贈る会) | 塚口本町2丁目35-8 リバストンW101号 | 会員相互の協力のもと、募金活動等を通じて社会福祉施設にパソコンを無償で贈り、地域の社会教育、福祉の推進に寄与する。 |
| 39 | 2005/1/21 | (特活)尼崎21世紀の森 | 昭和通3丁目96番地 尼崎商工会議所内 | 「尼崎21世紀の森構想」の実現に向け、地域の市民、各種団体、企業等と協力・連携しながら、環境の回復・創造、にぎわいの創出や森を活かした産業活性化支援の取組を行うとともに、その取組を尼崎から広く発信する。 |
| 40 | 2005/1/21 | (特活)兵庫H A S S E I健康長寿会 | 道意町6丁目28番16号 | 健康長寿を願う特に阪神間に住む男女高齢者に対して、健康を増進し、生きがいのある生活に関する事業を行う。(歌唱及び腹式発声練習、歌唱及び腹式発声の成果発表に関する事業) |
| 41 | 2005/5/20 | (特活)風 | 長洲西通2丁目8番30号 | 主に高齢者や障害のある人に対してより良く生活できるよう必要な福祉サービスや職業能力開発に関する事業を行う。 |
| 42 | 2005/7/22 | (特活)つみき福祉会 | 大庄北3丁目31番13号 | 障害者や高齢者が生まれ育った地域、住みなれた地域において、家族、近隣の人たち等と共に生きるための生活支援や自立支援など福祉に関する活動を行う。 |
| 43 | 2005/7/22 | (特活)武庫之荘フット ボールクラブ | 南武庫之荘6丁目4番14号 | 主に尼崎市及び近郊住民に対して、スポーツ活動を通じた青少年の心身の健全なる育成とリーダーづくりの精神を基に、サッカーを中心としたスポーツの普及・振興事業や地域連携に関する事業を行う。 |
| 44 | 2005/7/22 | (特活)ケア・フライト | 塚口町1丁目22番9号 | 災害時の被災者や事故などの負傷者に対して、人命救助、災害時の救援、情報提供、救援物資運搬など地域住民の人命と財産を守ることを目的とした民間ヘリコプター運航事業を行う。 |
| 45 | 2005/8/23 | (特活)びーぶる | 富松町2丁目14番5-101号 | 地域住民すべてに対して、地域住民同士が助け合って、高齢者及び障害者の介護等に関する事業を行う。 |
| 46 | 2005/8/23 | (特活)摂食嚥下問題を 考える会 | 猪名寺2丁目10番14号 | 摂食嚥下障害を持つ本人、家族および関連する医療・福祉関係者のネットワークを形成し、実務者等の養成、相談・指導、交流、情報の提供などの事業を行う。 |
| 47 | 2005/11/21 | (特活)アールスペース I P P O | 主たる事務所 口田中1丁目2番11号105号 従たる事務所 常光寺1丁目1番6号 | 障がいをもつ児童と障がいがない青少年に対して、集団の中における芸術活動の育成、学童の学習や遊びの指導などに関する事業を行う。 |
| 48 | 2005/12/20 | (特活)兵庫間伐サポ ートサービス | 上ノ島町1丁目2番31号 | 自然環境の荒廃に関して、森林整備事業、森林の保全に関する普及啓発及び間伐材などの有効利用の促進に関する事業を行う。 |
| 49 | 2006/1/20 | (特活)よつ葉会 | 東難波町3丁目21番33号 | 精神障害者が地域で自らが主体的に自立した生活をおくることができるよう支援するために小規模作業所の運営等を行い、また、一般市民の精神障害者に対する正確な認識と理解を深めることを目指して啓発活動や相談に関する事業を行う。 |
| 50 | 2006/2/20 | (特活)ロータス会 | 額田町12番11号 | 若年から老年までの知的障害者が、親から自立し、親なき後も、ともに協力しあひ地域での普通の暮らしができるような環境を整備し、かつ肉体的、精神的な健康を維持できるよう支援する。 |
| 51 | 2006/2/20 | (特活)ジョイフル | 南塚口町2丁目29番35号 ツカブラッツビル2F | 在宅で介護が必要な高齢者やその他支援を必要とする人々に対して、介護保険法、各福祉法に基づくサービスを行うとともに、地域の人々に与えられる住民主体の地域交流事業を行う。 |
| 52 | 2006/3/20 | (特活)さつき福祉会 | 大庄中通1丁目105番地 | 精神障害者に対して、自立支援と社会復帰に関する事業を行う。 |
| 53 | 2006/3/20 | (特活)セカンドライ フ・ネット | 武庫之荘東1丁目23番1号 | 高齢者を対象としてコミュニティスペースの提供、イベント等の開催並びに高齢者を対象としたIT支援・パソコン指導事業を行う。 |
| 54 | 2006/4/20 | (特活)わ・輪・Wa 尼 崎 | 東園田町2丁目96番地の1 | 援助が必要な高齢者やその家族、その他手助けを必要とする障がい者や子ども、地域住民に対して、介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防・生活支援事業並びに権利擁護や福祉に関する相談・支援事業、世代間交流を図るふれあい交流事業等を行う。 |
| 55 | 2006/5/22 | (特活)日本カンボジア 振興協会 | 西本町2番5号 | カンボジアとの人的友好交流に関する事業を行う。 |
| 56 | 2006/5/22 | (特活)あまっこ民エネ ルギープロジェクト | 小中島1丁目1番18号 特別養護老人 ホーム園田苑内 | 市民に対して、自然エネルギーを利用するまちづくりの事業及び市民への社会教育事業等を関係団体とも連携して行う。 |
| 57 | 2006/5/22 | (特活)混声合唱団フロ イデ21 | 東園田町5丁目63番地 | 地域住民に対して、合唱やクラシック音楽が好きであれば誰でも参加できる場を提供し、地域を基盤とする演奏会、音楽祭などの企画運営開催、市民に対する声楽等や市民合唱団設立の指導育成、地域の学校・幼稚園・福祉施設及び病院等における演奏、並びにクラシック音楽の普及啓発に関する事業を行う。 |

(内閣府認証分)

| | 認証日 | 名 称 | 事務所所在地など | 主な事業など |
|---|-----------|----------------------------|--|--|
| 1 | 2001/7/17 | (特活)日本ハンディ キャップテニス連盟 | 主たる事務所 神奈川県大和市 従たる事務所 尼崎市武庫豊町3-4 サンハ イツ1-701 | 高齢者、障害者、子供達を含む幅広い年代の人達に対するテニス参加の機会を開発して健康促進に活用し、良きスポーツ環境を育む事業を図り、その関係情報の公開を進める。また、スポーツ現場並びに緊急時の救命活動と健康維持を図る技術の啓蒙普及を行う。 |
| 2 | 2002/4/18 | (特活)国際カイロプラ クティック教育審査機構 | 主たる事務所 東京都品川区 従たる事務所 尼崎市武庫之荘2丁目19番 15号 | 国内でカイロプラクティック教育を行っている団体、学校の教育レベルの審査、日本国内のカイロプラクティック教育レベルの引き上げ、国内のカイロプラクティック教育の現状の情報収集及び情報公開等を行う。 |
| 3 | 2002/8/23 | (特活)現代用語検定協 会 | 主たる事務所 東京都稲城市 従たる事務所 尼崎市武庫之荘本町3丁目 6番6-602号 | 日本の将来を担う学生、生徒、児童はもとより成人に対して、世界の人々と共生できる心豊かな人間性の育成、未来を拓くための能力開発の育成、国際社会に貢献しうる有為な人材を育成する事業を行う。 |
| 4 | 2003/10/1 | (特活)介護福祉住宅支 援NPOセンター | 主たる事務所 大阪府吹田市 従たる事務所 尼崎市武庫之荘1丁目6番1 号、東京都渋谷区 | 一般市民に対して、介護ケア付き高齢者賃貸住宅に関する相談やセミナー及び研修会に関する事業を行う。 |
| 5 | 2004/2/2 | (特活)知価社会ヒュー マンネット | 主たる事務所 東京都中央区 従たる事務所 尼崎市西昆陽1丁目25番1 号 | 中高年の知識・情報及び技術・技能・経験・人脈・事業を若年層に伝承・継承することにより、各個人が所有する知的な財産・価値をこれからの知価社会に不可欠なものとして、次世代に伝える。 |
| 6 | 2005/2/22 | (特活)輸入品販売交流 協会 | 主たる事務所 東京都千代田区 従たる事務所 尼崎市七松町1丁目2番1- 403号 | 諸外国からの輸入製品の展示施設の設置、運営と、情報の収集、提供を行う。そして、東南アジア、南米、北欧、アフリカといった発展途上国のN G O製品の輸入拡大を図る。 |
| 7 | 2005/3/16 | (特活)かえるくらぶ | 主たる事務所 大阪市北区 従たる事務所 尼崎市尾浜町2丁目21番27 号 | 各自が必ず直面する葬儀式の形式、予算等を見直し、各人の経済状況や価値観等に合わせた行い方を研究し、その結果を広く情報発信するとともに、葬儀に関する相談に応じる。 |
| 8 | 2005/7/29 | (特活)ライフネット ジャパン | 主たる事務所 尼崎市常松1丁目26番4号 従たる事務所 大阪市淀川区 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、訪問介護やグループホーム等の地域に根ざした福祉サービス事業を行う。 |

<資料4 - 3> ボランティアセンター登録グループ一覧表

ボランティアセンター登録ボランティアグループ

平成18年7月31日現在

| | | | | | | |
|------------------|-------------------|-------------|-------------------|-----------------------|----------------|-----|
| サ ポ ー ト | アイビー | 喫茶 | 朗 読 | あじさい | 絵本の読み聞かせ | |
| | 尼崎市立保育所ボランティア | 見守り・園芸 | | おはなし会 | 絵本の読み聞かせ | |
| | 尼崎市認知症介護者の会 | | | 北図書館ボランティアひまわりの会 | 絵本の読み聞かせ | |
| | 金光教社会奉仕部 | 衣服の縫製 | | ジオジオの会 | 絵本の読み聞かせ | |
| | 園 | 施設内活動 | | すずらんの会 | 絵本の読み聞かせ | |
| | どんぐりの会 | デイサービス内の手伝い | | ハート・フリー | 絵本の読み聞かせ | |
| | ハンドル | 外出介助 | | ブックスタートぱぐ | 絵本の読み聞かせ | |
| | びいす | 障害者支援(施設) | | ペガサス | 絵本の読み聞かせ | |
| | ふくろうを支える尼崎の会 | 障害者支援 | | 本・大好き会 | 絵本の読み聞かせ | |
| | フローラル~ルース~ | 障害者支援 | | まちの子育てひろば応援団 | 絵本の読み聞かせ | |
| | ポケット | 障害者支援 | | あをば | 対面 | |
| | むすびっこ | 障害者支援(施設) | | たちばな | 対面・テーブル | |
| | 友杖 | 障害者支援 | | 花みずき | 対面 | |
| | 「らんらん友の会」 | 障害者支援 | | エコ- | 対面・テーブル | |
| | アシストマミー 託児V | 乳幼児、児童 | | ま・どんな | 対面・テーブル | |
| | 子育てボランティアグループはぐくみ | 乳幼児、児童 | | 演 芸 ・ 音 楽 | アンサンブル・アミ | 大正琴 |
| | すこやか保育ボランティア | 乳幼児、児童 | | | 琴弦会 | 大正琴 |
| | スマイルサポート隊 | 乳幼児、児童 | | | 琴清会兵庫支部 | 大正琴 |
| | 1円玉 | 友愛訪問(施設) | | | 琴友会 | 大正琴 |
| | いきいき | 友愛訪問(施設) | | | 大正琴さくら会 | 大正琴 |
| いろは | 友愛訪問(施設) | 武庫ちどり会 | 大正琴 | | | |
| かざぐるま | 友愛訪問(施設) | レモン会 | 大正琴 | | | |
| コスモス | 友愛訪問(施設) | あけぼの会 | 歌の披露・指導 | | | |
| こばと会 | 友愛訪問(施設) | 泉の会 | 歌の披露・指導 | | | |
| 塚口本町ボランティア | 友愛訪問(施設) | 歌の集い シャープ | 歌の披露・指導 | | | |
| なでしこ会 | 友愛訪問(施設) | 歌声ボランティア | コーラス | | | |
| 花かげ | 友愛訪問(施設) | あざみ会 | 新舞踊・盆踊り等 | | | |
| まどか | 友愛訪問(施設) | 猪名寺西久栄会 | 民謡踊り・三味線・太鼓・琵琶 | | | |
| 夢 | 友愛訪問(施設) | 風張幸敏舞踊団 | 民舞 | | | |
| 夢グループ | 友愛訪問(施設) | 桜寿光会 | 舞踊 | | | |
| 凜凜の会 | リハビリ教室の手伝い | 五月会 | 舞踊 | | | |
| 点 訳 | たいやき | | つくしんぼうの会 | | 舞踊(デイサービスセンター) | |
| | たんぼぼ | | やどかり会 | | 舞踊・歌 | |
| | つくしんぼ | | ゆうび会 | | 新舞踊・民舞 | |
| | てんてん | | 友輪会 | | 舞踊・歌 | |
| | 点字サークルひとみ | | サザナミ・グループ | バンド | | |
| | もくよう会 | | 兵庫県立尼崎工業高校 軽音楽部 | バンド | | |
| | 楽点 | | あすなる | 歌・手品・踊り等 | | |
| 手 話 | あいうえお手話サークル | | 尼崎ぼらんていあ乗り気一座 | 演劇 | | |
| | アキニレ | | 紙芝居サークル どんぐりの会 | 紙芝居 | | |
| | かけはし | | グループフォーユー | 劇・歌・ベル・紙芝居 | | |
| | かたつむり | | サンライズジャズオーケストラ | 楽器演奏 | | |
| | にじ | | そらまめ | ハーモニカ演奏 | | |
| | 花言葉 | | 南部うたの会 | 体操・歌 | | |
| | ふれあい | | 人形劇団 てんとう虫 | 人形劇 | | |
| | ボラリスの会 | | はつらつ亭一門 | 南京玉簾・エプロンシアター | | |
| | めだか | | ユイ・マール | 沖縄踊り・エイサー | | |
| | やじろべえ | | 華の輪 | | | |
| | 指の会 | | フルートアンサンブル Vivace | フルート演奏 | | |
| | 若草 | | マーブルチョコ | フルート演奏 | | |
| | 筆 要 記 約 | 尼崎要約筆記はなみずき | | リンデンベルズ | クワイアチャイム | |
| | | うさぎのペン | | ルビーズ | 二湖演奏 | |

ボランティアセンター登録ボランティアグループ

平成18年7月31日現在

| | | | | | | |
|----------------|-------------------|-----------------|--------------|-----------------|---------------|-------|
| 地域サポート | 金楽寺地区地域福祉推進委員会 | | 図書 | 尼崎図書館VG2 | 修理・整理 | |
| | 越百寿 | | | 園和北 | 貸し出(地区会館) | |
| | すずらん | | | 環境 | アスピ友の会 | |
| | たんぼぼ会 | | | | 尼崎園芸療法を考える会 | |
| | 富松地区地域福祉サポート事業 | | | | あまがさきおとなエコクラブ | |
| | 東大島地区地域福祉推進委員会 | | | | あまがさき環境塾同窓会 | |
| | 東難波地区地域福祉推進委員会 | | | | あまがさき山仕事体験隊 | |
| | | あま市民まちづくり研究会 | | | | |
| 地域 | あじさい | 行事手伝い(復興住宅) | 活野動外 | ぐるーぷ つばめ | | |
| | 尼崎理容中央支部ボランティア | 清掃 | | はなみずき | | |
| | かりん | 介助 | | 阪神南エコライフのまちづくり | | |
| | 食満会 | 清掃 | | ふるさとの輪 | | |
| | 県営猪名寺高層住宅 自治会 | 見守り | | フレンドサークル | | |
| | 高齢者在宅支援グループめいわ | 友愛訪問 | | れきし体験学習ボランティア | | |
| | この指とまれ | 子育て学級の支援(公民館) | | 病院内 | 尼崎市児童愛護班 | 健全育成 |
| | 潮江子育て学級 保育グループ | 子育て学級の支援(公民館) | | | 猪名川の子供会 | 健全育成 |
| | 下食満児童会 | 三世代交流支援 | | 学生 | 尼崎病院看護婦ボランティア | |
| | 下食満地域防犯の会 | 見守り | | | 関西労災病院VG | 受付・図書 |
| | 園田ふるさと | 行事手伝い | 県立尼崎病院 | | 受付補助 | |
| | たんぼぼ(久久知) | 食事会(復興住宅) | 県立塚口病院 あすなる | | 話し相手 | |
| | 地域通貨「おう」 | | 県立塚口病院 図書 | | 図書 | |
| | 中後ボランティアの会 | 清掃 | もちの木 | 話し相手 | | |
| | 長寿会 | 友愛訪問 | 日本語学習 | 尼崎小田高校 | | |
| | プチBABA | 三世代交流支援 | | 尼崎西高校VS | | |
| | ホープ会21 | 清掃 | | 関西保育福祉専門学校 | | |
| ぼらんとびあ潮江 | 三世代交流支援 | 桃山学院大学サンライズ | | 復興住宅(喫茶) | | |
| 南塚口町2丁目西町会 | 友愛訪問 | 全行図書 | 大庄日本語読みかき学級 | | | |
| 蓬川おはよう会 | 棒体操 | | 小田日本語読みかき学級 | | | |
| | | | 園田日本語サロン | | | |
| ミニテイ | 潮江高齢者食事会 | | 中央にほんごがっきゅう | | | |
| | パンセ | | ベトナム子ども学級 | | | |
| | 陽だまりクラブ | | 全行図書 | 地域を結ぶ笑顔の会 | 復興住宅 | |
| | 陽なたぼっこ | | | 冒険ひろばをつくろう | 三世代交流 | |
| | ふれあいサロン塚口 | | 手伝い | 尼崎レオクラブ | 施設 | |
| 萌黄 | | ザ・リンク・オブフレンドシップ | | | | |
| 給食 | コープふれあい食事会 | | その他 | あい | 雑巾縫製 | |
| | 社会福祉協議会実施(6地域52G) | | | 赤いポスト | 切手収集 | |
| | 助っ人 | | | ガイド・ドッグの会 | 盲導犬支援 | |
| | だいこんクラブ | | | KCSボランティアグループ尼崎 | 募金活動 | |
| | ナニワ花の会 | 食事サービス | | こぼと会 | 障害児支援(学校) | |
| | 和 | | | つかしんこころの相談室 | | |
| 宮ノ北たんぼぼの会 | | はいびすかす | | 食事会(復興住宅) | | |
| わかばグループ | | ふれあい喫茶ファミリー | | 喫茶(復興住宅) | | |
| 技術 | csあまがさき | 自助具 | | ふれあいの輪 | 障害者自立支援 | |
| | こすもす | 手作り | | マザーカウンセリング協会 | | |
| | スズメのひろば | 手作り | | | | |
| | 砂の会 | 散髪 | | | | |
| | 花ちりめん | | | | | |
| | はるかぜ | 手作り | | | | |
| | ひびき | 習字(知的障害者対象) | | | | |
| 二神あみもの教室 | 編み物(視力障害者対象) | | | | | |
| ミュージックセラピーコスモス | 音楽療法 | | | | | |

< 資料 5 > 社会福祉協議会世帯加入率

(単位：%、小数点第2位四捨五入)

| 地区 年度 | 全 市 | 中 央 | 小 田 | 大 庄 | 立 花 | 武 庫 | 園 田 |
|----------|------|-------|------|-------|------|------|------|
| 1 | 84.0 | 100.0 | 88.9 | 100.0 | 74.9 | 61.1 | 81.6 |
| 2 | 84.6 | 100.0 | 88.8 | 100.0 | 79.1 | 60.9 | 81.0 |
| 3 | 82.4 | 100.0 | 88.1 | 100.0 | 75.8 | 57.3 | 78.4 |
| 4 | 81.7 | 100.0 | 88.2 | 99.0 | 73.8 | 56.8 | 80.5 |
| 5 | 81.1 | 99.8 | 90.3 | 97.3 | 72.9 | 55.1 | 81.1 |
| 6 | 80.8 | 100.0 | 85.4 | 99.0 | 72.4 | 54.7 | 82.6 |
| 7 | 78.9 | 100.0 | 84.0 | 99.6 | 69.5 | 51.3 | 81.2 |
| 8 | 78.9 | 100.0 | 83.0 | 98.9 | 69.5 | 52.7 | 81.6 |
| 9 | 77.0 | 99.6 | 81.3 | 99.3 | 68.9 | 51.3 | 75.2 |
| 10 | 73.9 | 93.1 | 79.9 | 96.2 | 64.2 | 47.3 | 74.5 |
| 11 | 74.6 | 92.9 | 82.7 | 99.0 | 65.3 | 46.5 | 74.0 |
| 12 | 71.6 | 88.4 | 77.1 | 92.9 | 68.5 | 43.9 | 69.8 |
| 13 | 71.5 | 89.7 | 79.5 | 94.7 | 64.6 | 44.1 | 69.8 |
| 14 | 70.9 | 89.2 | 79.2 | 94.0 | 63.8 | 43.5 | 69.7 |
| 15 | 69.2 | 87.0 | 77.8 | 93.4 | 62.0 | 42.8 | 66.9 |
| 16 | 68.6 | 86.3 | 76.8 | 93.5 | 61.1 | 43.2 | 65.5 |
| 17 | 67.4 | 82.4 | 73.9 | 92.7 | 61.1 | 42.8 | 64.8 |
| 18 | 66.6 | 80.0 | 73.1 | 94.4 | 60.7 | 40.7 | 64.2 |

元気・安心のコミュニティ創造

県民交流広場事業のお知らせ

明日のコミュニティづくりを応援します

訪れ、集う空間としての
コミュニティの「場」

+

「場」を生かした
手づくりの「活動」

= 県民交流広場

県民交流広場は
兵庫県が実施する
地域提案型・実践型
の事業です！



県民交流広場事業ってなに？

- ・「県民交流広場」とは、身近なコミュニティ施設などを活用して整備される活動の場と、そこで営まれる住民の皆さんによる手作りの活動を総称したものです。地域を舞台とした子育て、防犯、環境・緑化、生涯学習、文化、まちづくりなど多彩な分野の活動を通じた元気と安心のコミュニティづくりを応援します。

| | |
|---------|--|
| 対象となる地域 | 原則として連協エリアを区域とするコミュニティ。 (県では小学校区を原則としていますが、尼崎市ではコミュニティの特性などを考慮して、連協エリアを対象区域としています) |
| 申請主体 | 自治会、婦人会、老人クラブ、PTA、ボランティアグループ、NPO等で構成された住民組織(地域推進委員会) まちづくり協議会等の既存組織も可 ただし、地域代表制(住民の総意の反映)と、公正・透明な運営が必要 |
| 対象となる取組 | 住民誰もが利用できるコミュニティの拠点整備(改修、新築、備品購入等)と、地域づくり活動の展開(新たな活動の開始、既存活動の充実) |
| 助成額 | 1連協エリア：整備費550万円(備品購入のみの場合は275万円)以内、活動費150万円以内 |
| 申請場所 | 各地域振興センター 今年度から5年間、申請を受け付けます。なお、今年度の県への提出期限は8月18日まで。(19年度以降の募集期間は未定) |
| 助成金の使途 | 整備費：コミュニティ施設の工事費、施設賃借、備品購入・借上等の経費 活動費：印刷、消耗品等の事業経費や、ホームページ作成、ボランティア謝金、光熱水費等の運営経費 |
| 助成金の特例 | 整備費と活動費の間で、一定額を配分変更することができる 施設整備は1箇所が原則。ただし、複数施設に助成金を活用できる特例あり |
| 助成方法 | 採択された地域に対し、県民局から直接助成 |

いろいろなお質問・ご相談をお待ちしています！

阪神南県民局地域協働課 :06-6481-4397

尼崎市役所 協働企画課 :06-6489-6143

中央地域振興センター :06-6413-5371

小田地域振興センター :06-6488-5441

大庄地域振興センター :06-6419-8221

立花地域振興センター :06-6427-7770

武庫地域振興センター :06-6431-7884

園田地域振興センター :06-6491-2361

<資料7> 参考としたまちづくりについての文献

- 1 「都市社会福祉協議会の可能性」(財)あまがさき未来協会編集 平成3年
- 2 「地域福祉推進計画」(社福)尼崎市社会福祉協議会 平成15年
- 3 「大庄便利帳」(社福)尼崎市社会福祉協議会大庄支部 平成17年
- 4 「尼崎市第2次基本計画」尼崎市 平成12年
- 5 「ボランティアグループ・市民活動団体への協働等に関する調査」尼崎市 平成17年
- 6 「協働等に関する職員意識調査」尼崎市 平成17年
- 7 「参加と協働 - 新しい市民 = 行政関係の創造」ぎょうせい 平成2年
- 8 「地域づくりのための民間非営利活動に対する地方公共団体のかかわりの在り方に関する研究報告」自治省 平成9年
- 9 「横浜市市民活動推進検討委員会報告書」横浜市 平成11年